

「緊急安全性情報等の提供に関する指針について（案）」に関する 意見募集の実施について

平成23年3月31日
厚生労働省医薬食品局安全対策課

緊急安全性情報の配布等に関して、今般、情報提供をとりまく環境の変化に対応するため、新たに「緊急安全性情報等の提供に関する指針について（案）」としてとりまとめました。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には、下記の方法に従い提出してください。

なお、提出していただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 募集期限

平成23年3月31日（木）から平成23年4月29日（金）まで
（郵送の場合は同日必着）

2. 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 提出方法

御意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。なお、提出していただく御意見は、必ず御意見の対象を該当箇所がわかるように明記して提出してください。

・ [インターネットの場合（ここをクリックしてください。）](#)

※件名に必ず「緊急安全性情報等の提供に関する指針について（案）」に関する意見」と入力してください。

・ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3508-4364

厚生労働省医薬食品局安全対策課あて

・郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局安全対策課あて

4. 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。

個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。御提出いただいた御意見につきましては、氏名及び住所その他の連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。また、御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公開の際に当該箇所を伏せる場合があります。